

会費徴収規定

平成 22 年 3 月 18 日

社団法人 横浜市薬剤師会
横浜市薬剤師連盟

社団法人 横浜市薬剤師会 定款 7 条 2 項に基づき会費の徴収額を平成 22 年 4 月以降下記のとおり定める。

記

種 別		薬剤師会 会 費	薬剤師連盟 会 費
第一種会員	薬局、一般販売業の開設者	1 期 4,600 円 (年額 18,400 円)	1 期 400 円 (年額 1,600 円)
第二種会員	第 1 種を除く開設者	1 期 2,300 円 (年額 9,200 円)	1 期 200 円 (年額 800 円)
第三種会員	第一、二種を除く会員	1 期 1,400 円 (年額 5,600 円)	1 期 100 円 (年額 400 円)

第 1 期 (4,5,6 月分) 第 2 期 (7,8,9 月分)
第 3 期 (10,11,12 月分) 第 4 期 (1,2,3 月分)

※ 各期ごとに支部にて徴収